

社会歯科学会理事長選出に関する規程

制定 平成27年8月22日

改定 平成29年6月11日

(目的)

第1条 本規程は会則第11条により本会の理事長選出について必要な事項を規定する。

(理事長)

第2条 本会の理事長は、会員5名以上の推薦を受けて立候補したなかから、総会の議決で選出された会員をいう。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙の管理、執行に関する事務は、当分の間理事会が行い、庶務担当理事が事務を分掌する。

(選挙の公示)

第4条 選挙管理委員会は、会誌その他有効な方法をもって、選挙に関し、次の各号に掲げる事項を公示する。

- (1) 本規程第2条に定めた理事長立候補の届出に関する事項
- (2) 理事長立候補者としての届出締切期日
- (3) その他届出に関する必要事項

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会にて議決し、総会に報告する。

(附則)

この規程は平成29年6月11日から施行する。